

【協力金（2/8～3/7実施分）】

実施概要をお知らせします

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が延長され、引き続き、都内全域の飲食店等に営業時間の短縮要請が行われたことに伴い、要請に全面的にご協力いただける飲食事業者等の皆様に支給する協力金につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

受付開始時期等

- (1) 受付要項公表 令和3年3月26日（金）14時（予定）
- (2) 申請受付期間 令和3年3月26日（金）～4月26日（月）

なお、申請受付開始前に情報発信のためのポータルサイトを3月10日14時に開設いたします。

(中小企業向け)

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/index.html>

(大企業向け)

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/daikigyo/index.html>

営業時間短縮の要請（飲食店）

緊急事態宣言期間

期 間：3月8日(月)～3月21日(日)

営業時間：朝5時～20時(酒類の提供：11時～19時)

段階的緩和期間

期 間：3月22日(月)～3月31日(水)

営業時間：朝5時～21時

協力金

延長した緊急事態措置期間及び段階的緩和措置期間における営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対し、協力金を支給

- **対象期間** 令和3年3月8日(月)~31日(水)【24日間】
- **支給額** 一店舗あたり 124万円

※ 3月22日以降の要請対象地域等は後日公表予定

高齢者施設等における検査の拡大

- ▶ 高齢者施設等で集中的に検査を実施（2～3月）

現在の対象

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 約760か所、約5万人



施設種別の拡大（約1,500か所、約5万人）

介護療養型医療施設、有料老人ホーム、認知症高齢者GH等

➡ 日本財団の協力を得て、検査を実施

○営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主等が対象となります。

- ▶ 全面的な協力とは、令和3年2月8日から令和3年3月7日までの全期間、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただくことが必要です。
- ▶ ガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを利用者が見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- ▶ 従前、夜20時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わず（終日休業含む）、酒類の提供は11時から19時までとした場合に対象となります。

※1 飲食店等とは、「飲食店」及び「遊興施設等（バー、カラオケボックス等）で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗」です。

※2 中小企業のうち、以下の要件のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」として、「大企業向け」要項での申請となります。申請受付期間及び対象要件が中小事業者とは異なるため、十分ご注意ください。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること

■支給額

一店舗当たり、168万円

■申請方法

- ① 専用ホームページからWEBを通じて申請できます。
- ② 郵送又は都税事務所への持参も可能です。

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。

なお、申請後の店舗追加はできません。また、同一事業者による複数回の申請も受け付けられないため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

■申請書類（予定）

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8月実施分・9月実施分・11/28～12/17実施分・12/18～1/7実施分・1/8～2/7実施分）において支給決定された店舗について、今回も申請がある場合は、一部の審査は既に完了しているため、提出書類を簡素化する予定です。

ただし、店舗ごとに支給することから簡素化される申請においても、店舗ごとに全て飲食店営業許可書（写）等の提出をお願いする予定です。申請される全ての店舗の営業許可書の写しについて、予めご準備ください。

また、店舗ごとに営業実態を確認できる書類（光熱水費等のお知らせ（検針票）（写）など）などの提出をお願いする予定です。

今回初めて申請する方など、上記以外の場合は、以下の書類を想定しています。